## 所有者不明土地(※)の解消に向けて、
## 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

# 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地･建物の相続登記をしましょう！
  今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください

新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省　所有者不明」
で検索！

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

## Q 令和６年から始まる義務化は、私に関係があるの？今からできることは、あるの?

**A**

相続登記の申請の義務化は、令和６年４月１日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うこと**が、重要です

相続登記を促進する税制上の措置（100 万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和４年４月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）➡

## Q 相続登記の申請って大変じゃないの？どのような手続をとればいいの?

**A**

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）➡

## Q 相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいの?

**A**

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）➡

- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）➡

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）➡